

令和5年度農業生産コスト低減緊急対策事業補助金交付要綱

令和5年12月21日産業経済部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、肥料高騰等により影響を受けている地域の担い手である農業経営体の生産コスト低減に資する機械の導入に対して、予算の範囲内において農業生産コスト低減緊急対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、農業生産コスト低減緊急対策事業実施要領（令和5年6月21日施行。以下「実施要領」という。）、令和5年度農林水産部補助金交付要綱（令和5年4月1日施行。）及び加古川市補助金等交付規則（昭和61年規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(補助金の種類等)

第2条 補助金の種類、範囲、補助率及び額は、別表1に掲げるとおりとする。

(交付申請)

第3条 この要綱に基づく補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に、別表2に掲げる書類を添付して市長が指定する期日までに提出しなければならない。

2 補助申請者は、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ）があるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(事前着手)

第4条 補助事業者が、実施要領第10の5に基づき、事前着手の申請を行い、実施要領第10の6に基づき、承認を受けた場合、市長は交付決定前より着手した事業も補助対象とする。

(実績報告)

第5条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、実施要領第11に定める実績報告書を市長に提出しなければならない。

(補助金の請求)

第6条 補助事業者は、規則第17条第1項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、速やかに補助金請求書兼口座振替依頼書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第7条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、速やかに消費税等仕入控除税額報告書（様式第3号）に別表3に掲げる書類を添付して、市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による報告があった場合において、確定した消費税等仕入控除税額が当該補助金等の交付の申請時に減額した消費税等仕入控除税額を超えるときは、消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じなければならない。
- 3 補助事業者は、前項の規定により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の返還を命ぜられたときは、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の全額又は一部を市に返還しなければならない。
- 4 補助事業者は、実施要領第 12 に定める事項に該当する場合は、補助金を返還しなければならない。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 12 月 21 日から施行する。

【別表 1】（第 2 条関係）

補助金の種類	性質	事業費補助
	目的	肥料高騰等により影響を受けている地域の担い手である農業経営体に対し、生産コスト低減に資する機械の導入支援を速やかに実施することで、農業経営への影響を緩和するとともに、地域全体での環境創造型農業のさらなる推進及び持続可能な営農体系の確立を図る。
補助金の範囲	対象となる地区	実施要領第 5 の（ 1 ）のとおり
	対象となる者	実施要領第 5 の（ 2 ）のとおり
	対象となる取組及び経費	実施要領第 6 及び別表 1 のとおり
補助金の補助率及び額		実施要領第 7 のとおり

【別表 2】（第 3 条関係）

交付申請書添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収支予算書 ・ 見積書 ・ 事業計画書 ・ 前号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類
-----------	---

【別表 3】（第 7 条関係）

消費税等仕入控除税額報告書添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金交付決定書の写し ・ 補助金確定通知書の写し ・ 補助金返還相当額が分かる資料 ・ 前号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類
-------------------	--